

令和3年2月1日

保護者各位

軽井沢町教育委員会

新型コロナウイルスに関する児童館、放課後こども教室の対応について（改定）のお知らせ

日頃より、町教育、福祉行政に対しましてご理解ご協力を賜りまして有難うございます。

さて、新型コロナウイルスに関する児童館、放課後こども教室の対応については、令和2年7月30日付けで通知したとおりの対応を行ってきたところですが、この度小中学校での対応にあわせて別紙のとおり改めました。

保護者の皆様には、ご承知いただくとともに、万が一、児童生徒やご家族が、感染者や濃厚接触者に特定された場合は、それぞれ利用している児童館、放課後こども教室に速やかに連絡をお願いします。

また、新型コロナウイルス感染症は、注意していても誰もが感染する可能性があるもので、皆様ご自身も例外ではない事をご理解いただき、感染者やその家族また、医療従事者などへの不当な差別や偏見、いじめ等が生じないように、冷静な行動をお願いします。

なお、今後も状況の変化を受け、急な対応をお願いすることも想定されますので、引き続きご理解ご協力をお願いします。

※ このお知らせをもって、令和2年7月30日付けで通知した文書は廃止します。

- 1 未就学児、児童生徒および職員本人が感染症罹患者となった場合の対応
  - (1) 罹患者本人は、治癒するまで自宅で休養することとする。  
(治癒とは、学校から配布する治癒証明書の様式に沿って医師が作成した証明書または、医師が作成する任意の治癒証明書の提出をもって判断する。)
  - (2) 保健所による濃厚接触者の特定、防疫に関する指導の下、必要な場合は、当該児童館及び放課後こども教室の全部または一部を臨時休館として館内等の消毒を行う。その後、教育委員会は専門機関と相談し児童館及び放課後こども教室を再開する。
  - (3) 当該児童館及び放課後こども教室の保護者には、感染者が確認された事実および臨時休館の事実の有無をはじめ、児童館及び放課後こども教室がとる対応について通知する。
  - (4) 感染拡大防止、風評被害防止のため、関係機関と協議のうえ、教育委員会が必要と認めた場合には、児童館及び放課後こども教室名および公衆衛生上の対策（臨時休館予定期間、消毒の実施など）を公表する場合がある。
- 2 未就学児、児童生徒および職員本人が濃厚接触者に特定された場合の対応  
当該未就学児、児童生徒および職員本人については、児童館及び放課後こども教室を利用する事ができないものとし、自宅で休養することとする。その期間は、保健所から指示された2週間とする。
- 3 未就学児、児童生徒および職員本人の同居家族が感染症罹患者となった場合。  
当該未就学児、児童生徒、職員本人は濃厚接触者として特定されるか否かに関わらず、児童館及び放課後こども教室を利用する事ができないものとし、自宅で休養することとする。その期間は同居家族の感染が確認された日から2週間とする。
- 4 未就学児、児童生徒および職員本人の感染は確認されていないが、発熱等の風邪の症状がある場合の対応
  - (1) 未就学児、児童生徒は、児童館及び放課後こども教室を利用する事ができないものとし、自宅で休養することとする。
  - (2) 職員については、就労制限の措置を行う。
- 5 町内において感染が広がり、上記以外の対応が必要な場合は、その事態に即して判断する。

また、感染者や濃厚接触者が特定された場合などに、当該未就学児、児童生徒や家族等に対して誹謗・中傷などがないように冷静な対応をお願いします。